

四半期報告書

(第139期第3四半期)

自 平成25年7月1日
至 平成25年9月30日

三菱鉛筆株式会社

E02366

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

- 1 主要な経営指標等の推移 1
- 2 事業の内容 1

第2 事業の状況

- 1 事業等のリスク 2
- 2 経営上の重要な契約等 2
- 3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 2

第3 提出会社の状況

1 株式等の状況

- (1) 株式の総数等 5
- (2) 新株予約権等の状況 5
- (3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 5
- (4) ライツプランの内容 5
- (5) 発行済株式総数、資本金等の推移 5
- (6) 大株主の状況 5
- (7) 議決権の状況 6

2 役員の状況 6

第4 経理の状況 7

1 四半期連結財務諸表

- (1) 四半期連結貸借対照表 8
- (2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書 10
 - 四半期連結損益計算書 10
 - 四半期連結包括利益計算書 11

2 その他 15

第二部 提出会社の保証会社等の情報 16

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年11月6日
【四半期会計期間】	第139期第3四半期（自平成25年7月1日至平成25年9月30日）
【会社名】	三菱鉛筆株式会社
【英訳名】	MITSUBISHI PENCIL CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 数原 英一郎
【本店の所在の場所】	東京都品川区東大井五丁目23番37号
【電話番号】	東京（3458）6221（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 長谷川 直人
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区東大井五丁目23番37号
【電話番号】	東京（3458）6221（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 長谷川 直人
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第138期 第3四半期連結 累計期間	第139期 第3四半期連結 累計期間	第138期
会計期間	自平成24年1月1日 至平成24年9月30日	自平成25年1月1日 至平成25年9月30日	自平成24年1月1日 至平成24年12月31日
売上高（百万円）	37,351	40,956	50,584
経常利益（百万円）	4,649	7,665	6,525
四半期（当期）純利益（百万円）	2,735	4,718	3,898
四半期包括利益又は包括利益 （百万円）	2,936	7,559	5,275
純資産額（百万円）	48,861	57,933	51,179
総資産額（百万円）	66,003	77,600	70,027
1株当たり四半期（当期）純利益 金額（円）	94.29	162.67	134.40
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益金額（円）	—	—	—
自己資本比率（％）	72.9	73.4	71.9

回次	第138期 第3四半期連結 会計期間	第139期 第3四半期連結 会計期間
会計期間	自平成24年7月1日 至平成24年9月30日	自平成25年7月1日 至平成25年9月30日
1株当たり四半期純利益金額 （円）	20.34	52.73

- （注） 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間（平成25年1月1日から平成25年9月30日まで）のわが国経済は、昨年末からの円安・株高の進行に伴う企業収益の改善に加え、海外経済の持ち直しを受けた輸出にも回復の基調が見られ、緩やかながらも景気回復の兆しがみられました。一方で、円安に伴う原材料価格の上昇や、平成26年春の消費税増税による個人消費の低迷による景気の腰折れリスクも懸念され、国内外を取り巻く経済環境は依然として不透明な状況で推移しました。

当社グループが属しております筆記具の業界におきましても、景気回復への期待感を背景とした消費マインドの改善、さらには輸出環境の好転も相俟って今後の見通しに薄日が差し始めてきたと期待できる好材料が揃ってまいりましたが、同時に市場競争も激しさを増しており、お客様の品質、価格に対する選別の目は一層厳しくなっておりまいりました。

このような経営環境の中、当社グループは、「最高の品質こそ最大のサービス」の社是のもと、高付加価値で高品質な商品開発を行ってまいりました。販売活動におきましては、「ジェットストリーム」や「クルトガ」、「スタイルフィット」といった主力商品の拡販に注力する一方で、ポスターカラーマーカー「ポスカ」の発売30年企画『ポスカ・ソーシャルミュージアム』をウェブ上に開設して、「描くことの楽しさ」を改めて訴求することを通じて新たな顧客層の開拓に挑んでまいりました。

この結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は409億56百万円（前年同期比9.7%増）、営業利益は64億32百万円（前年同期比49.2%増）、経常利益は76億65百万円（前年同期比64.9%増）、四半期純利益は47億18百万円（前年同期比72.5%増）となりました。

セグメント別の状況は次のとおりです。

筆記具及び筆記具周辺商品事業は、主力商品の販売が堅調に推移した事に加え、為替環境にも恵まれ、この結果外部顧客への売上高は389億9百万円（前年同期比10.3%増）となりました。また、その他の事業は、主として手工芸品事業が厳しい市場環境にさらされ、この結果外部顧客への売上高は20億46百万円（前年同期比0.5%減）となりました。

財政状態につきましては、当第3四半期連結会計期間末の資産は、前連結会計年度末に比べて75億72百万円増加し776億円となりました。これは主として現金及び預金が35億35百万円、たな卸資産が11億81百万円、投資有価証券が25億39百万円それぞれ増加したことによります。

負債は、前連結会計年度末に比べて8億18百万円増加し196億66百万円となりました。これは主として固定負債が9億36百万円増加したことによります。

純資産は、前連結会計年度末に比べて67億53百万円増加し579億33百万円となりました。これは主として利益剰余金が39億44百万円、その他有価証券評価差額金が17億9百万円増加したことによります。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は「株式会社の支配に関する基本方針」を定めており、その内容の概要は以下の通りであります。

①基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。そして、当社の企業価値の向上は、お客様が求める最高品質の筆記具を市場に提供すると共に、筆記具事業で培った技術を応用して新規事業を開拓し、その双方を結びつけ一体的な経営を行うことによって実現されるものであると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社株式について大量買付けがなされた場合、それが当社の企業価値並びに株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付けの中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付けの内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が株主に対して代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、大量買付けの対象となる会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社株式の大量買付けを行う者が、当社グループの財務及び事業の内容を理解するのは勿論のこと、上記の当社の企業価値の源泉を理解した上で、かかる企業価値の源泉を中長期的に確保し、向上させることができなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する当社株式の大量買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針を決定する者として不適切であり、このような者による当社株式の大量買付けに対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

②基本方針の実現に資する取り組み

当社は、基本方針の実現に資する取り組みとして以下の施策を実施しております。

イ. 中期3ヵ年経営計画策定

当社は、平成25年1月より「更なる成長に向けたグループ全体での基盤づくり」を基本方針とする平成27年までの中期3ヵ年経営計画をスタートさせました。その重点方針として「創新により競争力を高める」、「付加価値を生み出すための基盤整備」、「競争に耐える体力づくり」の3つを掲げ、企業価値向上に取り組んでおります。

ロ. コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、透明性の高い公正な経営を実現すべく、取締役の任期を1年とし、かつ社外取締役を選任することにより経営に対する監視機能の強化を図っております。また、監査役につきましては、社外監査役2名を含む4名により監査役会を構成し、取締役の職務執行の監査を行っております。当社は、このように、社外取締役と社外監査役による当社経営に対する監督・監視機能の充実を図り、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図っております。

③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、平成25年2月15日開催の当社取締役会において、株主の皆様の承認を条件として、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を一部改定の上で更新することを決議し、同年3月28日開催の第138回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）において、当該対応策を導入することの承認を得ております

（以下、改定後の当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を「本プラン」といいます。）。

本プランは、本プランの適用対象となる買付等が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報や時間を確保すると共に、買収者との交渉の機会を確保すること等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、必要な手続を定めております。買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会又は当社株主総会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付けを行うことができるものとされています。

買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量買付けが当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てる等の方法により対抗措置を実施いたします。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当てその他法令及び当社定款において認められる対抗措置の実施、不実施又は中止等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した社外取締役等のみから構成される独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしつつ、取締役会においても慎重な判断を行うものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、株主総会を開催し、新株予約権の無償割当てその他法令及び当社定款において認められる対抗措置の実施に関する株主の皆様の意思を確認することがあります。

なお、本プランの有効期間は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとしております。

④ 具体的取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の中期3ヵ年経営計画をはじめとする企業価値向上のための取り組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための枠組みであり、同じく基本方針に沿うものです。また、本プランは経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を全て充足していること、本プランは、本定時株主総会において株主の皆様の承認を得たうえ更新されるものであること、当社の業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役等のみから構成される独立委員会が設置されており、本プランの発動に際しては独立委員会による勧告を経ることが必要とされていること、本プランの内容として発動に関する合理的かつ客観的な要件が設定されていること、有効期間が約3年間と定められた上、株主総会又は取締役会によりいつでも廃止できるとされていること、さらに、当社取締役の任期は1年とされていること等により、その公正性・客観性が担保されており、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(3) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間における当社グループの研究開発費は2,132百万円であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	136,500,000
計	136,500,000

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数 (株) (平成25年9月30日)	提出日現在発行数 (株) (平成25年11月6日)	上場金融商品 取引所名又は 登録認可金融 商品取引業協 会名	内容
普通株式	32,143,146	32,143,146	東京証券取引所 (市場第1部)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	32,143,146	32,143,146	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年7月1日～ 平成25年9月30日	—	32,143,146	—	4,497	—	3,582

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成25年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,990,600	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 1,298,000	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 28,817,300	288,173	—
単元未満株式	普通株式 37,246	—	—
発行済株式総数	32,143,146	—	—
総株主の議決権	—	288,173	—

② 【自己株式等】

平成25年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
(自己保有株式) 三菱鉛筆(株)	東京都品川区東大井五丁目23番 37号	1,990,600	—	1,990,600	6.19
(相互保有株式) 三菱鉛筆東京販売(株)	東京都品川区東大井五丁目22番 5号	564,600	—	564,600	1.75
三菱鉛筆九州販売(株)	福岡県福岡市博多区吉塚二丁目 20番21号	268,400	—	268,400	0.83
(株)ユニ物流	東京都品川区東大井五丁目23番 37号	465,000	—	465,000	1.44
計	—	3,288,600	—	3,288,600	10.23

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間において、役員の異動は次のとおりであります。

取締役の状況

役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
常務取締役	管理統轄担当兼コ ンプライアンス担 当兼年金担当兼全 社品質担当	常務取締役	人事・総務担当兼 コンプライアンス 担当兼年金担当兼 全社品質担当	中村文俊	平成25年7月1日
取締役	人事・総務担当	取締役	—	都丸 淳	平成25年7月1日

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成25年7月1日から平成25年9月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成25年1月1日から平成25年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	22,368	25,904
受取手形及び売掛金	※3 13,546	※3 13,612
たな卸資産	11,744	12,925
その他	1,935	2,236
貸倒引当金	△113	△137
流動資産合計	49,481	54,540
固定資産		
有形固定資産	11,591	11,577
無形固定資産	134	146
投資その他の資産		
投資有価証券	7,012	9,551
その他	1,811	1,784
貸倒引当金	△4	△0
投資その他の資産合計	8,819	11,335
固定資産合計	20,546	23,059
資産合計	70,027	77,600

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	※3 7,139	※3 7,350
短期借入金	1,461	1,318
未払法人税等	1,508	1,253
賞与引当金	410	1,012
返品引当金	60	71
その他	4,198	3,653
流動負債合計	14,778	14,660
固定負債		
長期借入金	5	3
退職給付引当金	2,575	2,483
役員退職慰労引当金	721	796
環境対策引当金	29	28
負ののれん	82	32
その他	655	1,661
固定負債合計	4,069	5,005
負債合計	18,848	19,666
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,497	4,497
資本剰余金	3,583	3,583
利益剰余金	44,438	48,382
自己株式	△3,314	△3,311
株主資本合計	49,204	53,152
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,659	3,368
繰延ヘッジ損益	△33	5
為替換算調整勘定	△466	451
その他の包括利益累計額合計	1,159	3,825
少数株主持分	815	955
純資産合計	51,179	57,933
負債純資産合計	70,027	77,600

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年9月30日)
売上高	37,351	40,956
売上原価	19,965	20,720
売上総利益	17,386	20,235
販売費及び一般管理費	13,075	13,803
営業利益	4,310	6,432
営業外収益		
受取利息	19	18
受取配当金	94	113
受取地代家賃	105	106
負ののれん償却額	49	49
持分法による投資利益	16	17
為替差益	54	877
その他	96	144
営業外収益合計	436	1,327
営業外費用		
支払利息	9	10
シンジケートローン手数料	36	36
売上割引	20	22
その他	31	23
営業外費用合計	97	93
経常利益	4,649	7,665
特別利益		
固定資産売却益	3	5
特別利益合計	3	5
特別損失		
固定資産除売却損	28	17
減損損失	33	—
関係会社株式売却損	—	23
投資有価証券売却損	0	—
投資有価証券評価損	147	198
会員権評価損	12	—
役員退職慰労金	1	—
代理店契約解約損	100	26
厚生年金基金脱退一時金	3	—
特別損失合計	325	265
税金等調整前四半期純利益	4,326	7,406
法人税等	1,523	2,562
少数株主損益調整前四半期純利益	2,802	4,844
少数株主利益	67	125
四半期純利益	2,735	4,718

【四半期連結包括利益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	2,802	4,844
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	113	1,702
繰延ヘッジ損益	1	38
為替換算調整勘定	19	966
持分法適用会社に対する持分相当額	△0	6
その他の包括利益合計	133	2,714
四半期包括利益	2,936	7,559
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	2,858	7,384
少数株主に係る四半期包括利益	78	174

【会計方針の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成25年1月1日 至 平成25年9月30日)
(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更) 当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、平成25年1月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。 これによる損益に与える影響額は軽微であります。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成25年1月1日 至 平成25年9月30日)
(税金費用の計算) 当社及び一部連結子会社の税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法によっております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

1. 受取手形（輸出手形を含む）割引高は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
受取手形割引高	34百万円	72百万円

2. 債務保証

金融機関からの借入に対する債務保証額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
三菱鉛筆販売協同組合	300百万円	300百万円
従業員住宅ローン等に対する債務保証額	47	36
その他	2	2
計	350	338

※3. 四半期連結会計期間末日満期手形の処理については、四半期連結会計期間末日が銀行休業日の場合には、満期日に決済が行われたものとして処理しております。これにより四半期連結会計期間末残高から除かれている四半期連結会計期間末日満期手形は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
受取手形	154百万円	—百万円
支払手形	16	—

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及び負ののれん償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成24年1月1日 至 平成24年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成25年1月1日 至 平成25年9月30日)
減価償却費	1,133百万円	1,027百万円
負ののれん償却額	△49	△49

(株主資本等関係)

I 前第3四半期連結累計期間（自 平成24年1月1日 至 平成24年9月30日）

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年3月29日 定時株主総会	普通株式	422	14.00	平成23年12月31日	平成24年3月30日	利益剰余金
平成24年7月26日 取締役会	普通株式	376	12.50	平成24年6月30日	平成24年9月5日	利益剰余金

II 当第3四半期連結累計期間（自 平成25年1月1日 至 平成25年9月30日）

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年3月28日 定時株主総会	普通株式	407	13.50	平成24年12月31日	平成25年3月29日	利益剰余金
平成25年7月25日 取締役会	普通株式	391	13.00	平成25年6月30日	平成25年9月4日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第3四半期連結累計期間(自平成24年1月1日至平成24年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	筆記具及び筆記具 周辺商品事業	その他の事業	合計	調整額 (注) 1	四半期連結損益 計算書計上額 (注) 2
売上高					
外部顧客への売上高	35,293	2,057	37,351	—	37,351
セグメント間の内部売上高又は振替高	8	31	40	△40	—
計	35,302	2,089	37,391	△40	37,351
セグメント利益	4,238	51	4,290	20	4,310

(注) 1. セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去によるものであります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

筆記具及び筆記具周辺商品事業セグメントにおいて、売却が決定した資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(33百万円)として特別損失に計上しております。

II 当第3四半期連結累計期間(自平成25年1月1日至平成25年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	筆記具及び筆記具 周辺商品事業	その他の事業	合計	調整額 (注) 1	四半期連結損益 計算書計上額 (注) 2
売上高					
外部顧客への売上高	38,909	2,046	40,956	—	40,956
セグメント間の内部売上高又は振替高	21	15	36	△36	—
計	38,930	2,061	40,992	△36	40,956
セグメント利益	6,340	74	6,415	16	6,432

(注) 1. セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去によるものであります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 3 四半期連結累計期間 (自 平成24年 1月 1 日 至 平成24年 9月 30日)	当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成25年 1月 1 日 至 平成25年 9月 30日)
1 株当たり四半期純利益金額	94.29円	162.67円
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額 (百万円)	2,735	4,718
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額 (百万円)	2,735	4,718
普通株式の期中平均株式数 (株)	29,007,103	29,004,755

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

当社は平成25年 7月25日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおりに決議しております。

- ①配当金の総額 391百万円
- ② 1 株当たりの配当額 13円00銭
- ③基準日 平成25年 6月 30日
- ④効力発生日 平成25年 9月 4日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年11月6日

三菱鉛筆株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長崎 康行 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 植草 寛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている三菱鉛筆株式会社の平成25年1月1日から平成25年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成25年7月1日から平成25年9月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成25年1月1日から平成25年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、三菱鉛筆株式会社及び連結子会社の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年11月6日
【会社名】	三菱鉛筆株式会社
【英訳名】	MITSUBISHI PENCIL CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 数原 英一郎
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都品川区東大井五丁目23番37号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役 数原英一郎は、当社の第139期第3四半期（自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。